建設業法施行令の改正による技術者の配置要件等の改正について

建設業法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、本町の取扱いについても下記のとおり改正します。

記

1. 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限について、4000万円(建築一式工事の場合は6000万円)から4500万円(建築一式工事の場合は7000万円)に引き上げ。

	現行	改正後
建築一式工事以外	4000 万円以上	4500万円以上
建築一式工事	6000万円以上	7000万円以上

2. 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について、3500万円(建築一式 工事の場合は7000万円)から4000万円(建築一式工事の場合は8000万円)に引き上げ。

	現行	改正後
建築一式工事以外	3500 万円以上	4000 万円以上
建築一式工事	7000 万円以上	8000 万円以上

3. 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について、3500万円から4000万円に引き上げ。

	現行	改正後
特定専門工事	3500 万円未満	4000 万円未満